

愛南町人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成17年4月1日現在）

区分	一般行政部門			特別行政部門			公営企業会計部門		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
消防隊員	-	-	0人	2人	-	2人	-	-	0人
薬剤師	-	-	0人	-	-	0人	1人	1人	2人
看護師	-	-	0人	-	-	0人	-	2人	2人
合計	0人	0人	0人	2人	0人	2人	1人	3人	4人

(2) 職員の退職の状況（平成17年3月31日現在）

区分	一般行政部門			特別行政部門			公営企業会計部門		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
定年退職	2人	1人	3人	2人	-	2人	1人	2人	3人
定年前退職	5人	3人	8人	-	-	0人	1人	-	1人
合計	7人	4人	11人	2人	0人	2人	2人	2人	4人

(3) 職員数の状況

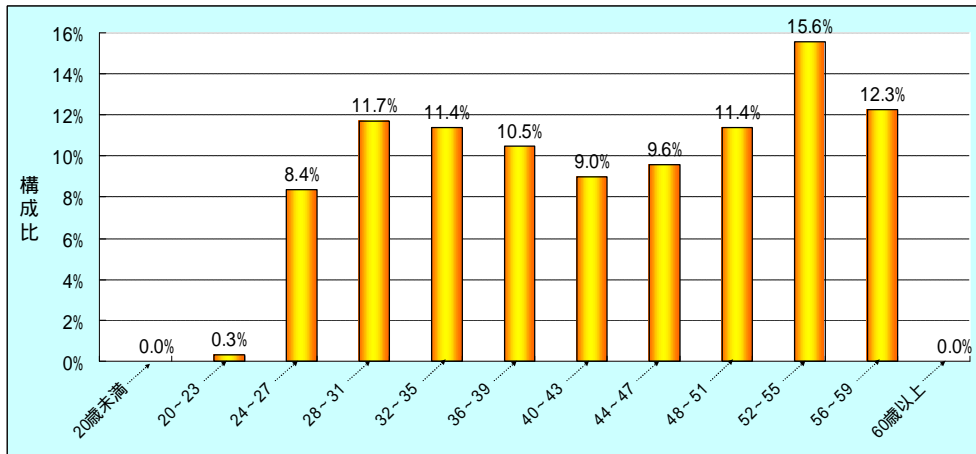
(ア) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数			主な増減理由
		平成16年	平成17年	対前年増減数	
一般行政部門	議会	3人	3人	0人	
	総務	76人	82人	6人	業務量増による増員
	税務	15人	13人	2人	事務の統廃合縮小による減員
	民生	146人	151人	5人	業務量増による増員
	衛生	88人	73人	15人	事務の統廃合縮小による減員
	農林水産	30人	30人	0人	
	商工	13人	13人	0人	
	土木	28人	22人	6人	事務の統廃合縮小による減員
	小計	399人	387人	12人	
特別行政部門	教育	104人	107人	3人	業務量増による増員
	消防	44人	45人	1人	業務量増による増員
	小計	148人	152人	4人	
公営企業等会計部門	病院	44人	47人	3人	業務量増による増員
	水道	16人	16人	0人	
	交通	6人	6人	0人	
	下水道	1人	1人	0人	
	その他	17人	16人	1人	事務の統廃合縮小による減員
	小計	84人	86人	2人	
合計		631人	625人	6人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長1人含む）であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合及び愛南町社会福祉協議会出向職員等（平成16年11人、平成17年7人）を除いています。

2 平成16年の職員数は平成16年10月1日現在、平成17年の職員数は平成17年4月1日現在となっております。

(イ) 一般行政職の年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）



区分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	28人	39人	38人	35人	30人	32人	38人	52人	41人	0人	334人
構成比	0.0%	0.3%	8.4%	11.7%	11.4%	10.5%	9.0%	9.6%	11.4%	15.6%	12.3%	0.0%	100.0%

(ウ) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	82人（13%減）

b 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

厳しい行財政環境の下、国・地方を通じて行財政改革の推進が喫緊の課題となっており、定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本として、極力定員管理の縮減を行うとともに、増員の抑制をすること、あわせて、限られた人的資源を有効活用するために職員の資質の向上を図り、適材適所等により貴重な人材の有効活用を進めていくことが必要となります。

本町においても、町民サービスの低下を招くことがないよう配慮しながら、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、民間委託等の推進、ICT化の推進等により職員数の抑制に取り組めます。

職員の増員については、専門分野（医療職、消防職員等）の職員を中心に、原則として退職した職員の3割程度の補充とし、適正な職員配置に努め、平成17年度から5年間で82人（13%）の職員数削減を目標とし、平成22年4月1日現在において職員数は549人となる予定です。

c 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

区 分		平成16年	平成17年	平成16～17年	(参考)
部 門		計画前年	1年目	計	数値目標
一般行政部門	減 員		23人	23人	
	増 員		11人	11人	
	差 引		12人	12人	(100.0%)
	職員数	399人	387人	387人	387人

(注) 1 計画期間は、平成17年度～平成21年度までの5年間で。

2 平成16年の職員数は平成16年10月1日現在、平成17年の職員数は平成17年4月1日現在となっております。

3 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

(参考)

区 分		平成16年	平成17年	平成16～17年	(参考)
部 門		計画前年	1年目	計	数値目標
特別行政部門	減 員		0人		
	増 員		4人		
	差 引		4人	0人	(100.0%)
	職員数	148人	152人	152人	152人
公 営 企 業 等 会 計	減 員		1人		
	増 員		3人		
	差 引		2人	0人	(100.0%)
	職員数	84人	86人	86人	86人
計	減 員		24人		
	増 員		18人		
	差 引		6人	0人	(100.0%)
	職員数	631人	625人	625人	625人

2 職員の給与の状況

(1) 総括

(ア) 人件費の状況（平成16年度普通会計（一般・同和・温泉）決算）

住民基本台帳人口 <small>（平成17年3月31日現在）</small>	歳出額 （A）	実質収支	人件費 （B）	人件費率 （B/A）
28,294人	19,001,408千円	812,704千円	4,175,217千円	22.0%

- （注）1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計決算です。
2 人件費には、特別職の給与、共済組合負担金、公務災害補償費などを含みます。

(イ) 職員給与費の状況（平成17年度普通会計当初予算）

職員数 （A）	給 与 費				1人当り給与費 （B/A）
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
552人	1,891,336千円	336,656千円	758,809千円	2,986,801千円	5,411千円

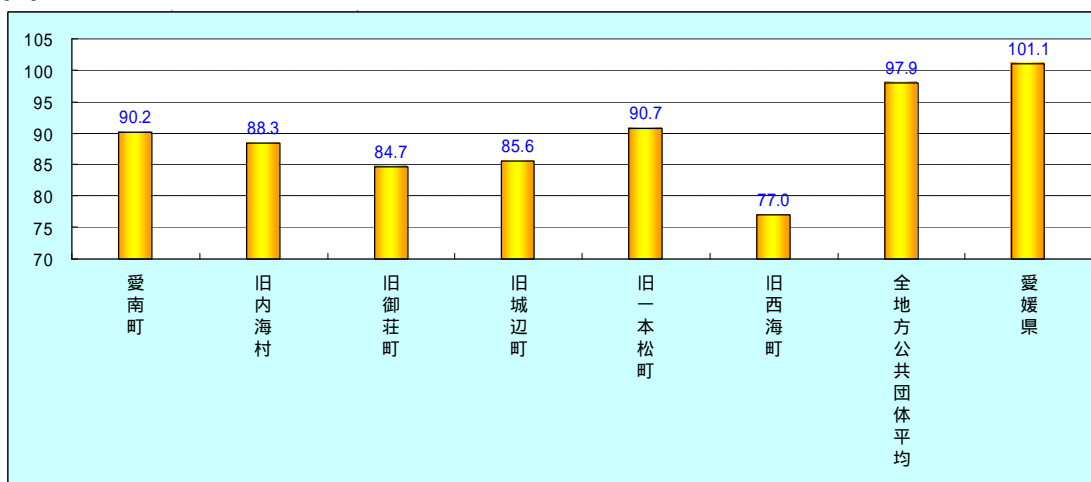
- （注）1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計予算です。
2 職員手当には、退職手当を含みません。
3 給与費は当初予算に計上された額です。
4 職員数は予算計上数値であり、平成17年4月1日現在の職員数とは一致しません。

(ウ) 特記事項

平成17年4月1日より町長、助役、収入役の給料を5.0%、教育長の給料を1.7%減額して支給しています。

平成17年4月1日より管理職手当を2.0%減額して支給しています。

(エ) ラスパイレス指数の状況



- （注）1 ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数です。

上記の本町ラスパイレス指数は、本町の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表（一）適用者のそれを1.0.0として比較したものです。

- 2 ラスパイレス指数は、愛南町については平成17年4月1日現在、それ以外の団体については平成16年4月1日現在の数値となっております。

(2) 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額等の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
愛南町	43.00歳	298,001 円	49.60歳	224,516 円
類型町村	43.00歳	315,580 円	48.80歳	239,525 円
愛媛県	42.10歳	364,189 円	44.11歳	326,139 円
国	40.30歳	329,728 円	48.10歳	285,008 円
民間事業者平均			53.30歳	315,636 円

（注）「給料月額」は、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給を平均したものです。

(1) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		愛 南 町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	131,900 円	140,700 円		
	中学卒	120,600 円	128,100 円		

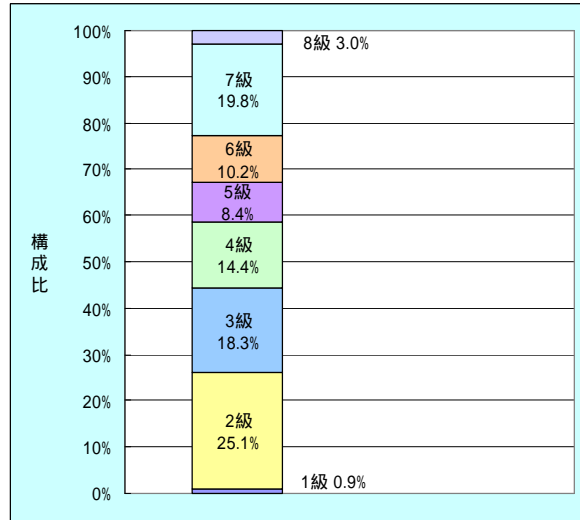
(ウ) 職員の経験年数別・学歴別別平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	264,706 円	309,794 円	368,927 円
	高校卒	225,260 円	276,654 円	314,461 円
技能労務職	高校卒	202,076 円	227,266 円	249,733 円
	中学卒	199,566 円	213,350 円	266,200 円

(3) 一般行政職の級別職員数の状況

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	3人	0.9%
2級	主事	84人	25.1%
3級	主査	61人	18.3%
4級	係長・主任	48人	14.4%
5級	専門員	28人	8.4%
6級	課長補佐	34人	10.2%
7級	課長	66人	19.8%
8級	総括課長	10人	3.0%
計		334人	100.0%



- (注) 1 愛南町の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(1) 昇給期間短縮の状況 (平成16年度)

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職
職員数 (A)	403人	334人	69人
普通昇給期間(12~24月)を を短縮して昇給した職員数 (B)	6人	4人	2人
比率 (B) / (A)	1.5%	1.2%	2.9%

(4) 職員手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当（平成16年度）

区 分	愛南町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	3.00月分	1.40月分	3.00月分	1.40月分
加算措置の状況	職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%		職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	

(1) 退職手当（平成17年4月1日現在）

区 分	愛南町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20%）		定年前早期退職特例措置（2～20%）
1人当たり平均支給額（平成16年度）	332千円	18,977千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(ウ) 特殊勤務手当 (平成16年度普通会計決算)

区 分		全 職 種				
支給実績		9,530千円				
支給職員1人当たり平均支給年額		67,589 円				
職員全体に含める手当支給職員の割合		25.8%				
手当の種類 (手当数)		10				
手当の名称		主な支給対象業務職員		左記職員に対する支給単価		
税徴収等手当		町税の徴収に関する事務に従事した職員		日額250円		
防疫作業手当		感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護に従事した職員		日額1,000円		
		感染症の病原体に付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事した職員				
		家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは家畜病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員				
野猿駆除手当		野猿駆除に従事した職員		1回2,500円		
行旅病死入等収容手当		行旅病人の収容作業に従事した職員		1回1,500円		
		行旅死亡入の収容作業に従事した職員		1回3,000円		
老人ホーム手当		老人ホームに従事する指導員、看護師、寮母		月額5,000円		
ごみ処理・し尿処理手当		ごみ処理及びし尿処理に従事した職員		月額5,000円		
火葬業務・火葬処理手当		やむを得ない事情により火葬処理に従事した職員		月額5,000円		
夜間勤務手当		あけぼの荘		日額250円		
		環境衛生センター		1回1,000円		
消防職手当		消防職員のうち、階級を有し、制服を着用し、消防事務に従事する者 (事務専従職員は、支給対象外)		月額5,000円		
救急出動手当		救急救助業務に従事した職員 (1回1人)		管内	1回250円	
				管外	25km未満	1回1,000円
					25km以上 100km未満	1回2,000円
					100km以上	1回3,000円

(I) 超過勤務手当 (平成16年度普通会計決算)

支給実績	1人当たり平均支給年額
95,734千円	239千円

(オ) その他の主な手当 (平成16年度普通会計決算)

手当名	内 容			支給単価	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額	
扶養手当	配偶者			13,500 円	同	64,502千円	250千円	
	配偶者以外	1人目	配偶者有	配偶者が扶養親族	6,000 円			同
			配偶者が非扶養親族	6,500 円	同			
		配偶者無		11,000 円	同			
	2人目			6,000 円	同			
	3人目			5,000 円	同			
	満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以後の最初の年度末までの子			(1人につき) 5,000 円加算	同			
住居手当	持家居住者 (取得後5年間まで)			2,500 円	同	18,068千円	184千円	
	借家居住者 (最高支給限度額)			27,000 円	同			
通勤手当	交通用具使用者				同	17,925千円	41千円	
	片道5km未満			2,000 円				
	片道5km以上10km未満			4,100 円				
	片道10km以上15km未満			6,500 円				
	片道15km以上20km未満			8,900 円				
	片道20km以上25km未満			11,300 円				
	片道25km以上30km未満			13,700 円				
	片道30km以上35km未満			16,100 円				
	片道35km以上40km未満			18,500 円				
	片道40km以上45km未満			20,900 円				
	片道45km以上50km未満			21,800 円				
	片道50km以上55km未満			22,700 円				
	片道55km以上60km未満			23,600 円				
	片道60km以上			24,500 円				
公共交通機関使用者 最長6箇月の定期券等の価格による運賃等相当額			(最高支給限度額) 55,000 円					

(5) 特別職の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当支給割合		
			6月期	12月期	計
給 料	町 長	770,000円	1.60月分	1.70月分	3.30月分
	助 役	625,000円	1.60月分	1.70月分	3.30月分
	収入役	570,000円	1.60月分	1.70月分	3.30月分
報 酬	議 長	286,000円	1.60月分	1.70月分	3.30月分
	副議長	227,000円	1.60月分	1.70月分	3.30月分
	議 員	181,000円	1.60月分	1.70月分	3.30月分

(注) 1 平成17年4月1日より町長、助役、収入役の給料を5.0%減額して支給しています。

2 平成17年4月1日より議長、副議長の報酬を1.2%減額して支給しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	8時間	8時30分	17時15分	15分×2回	45分間	土・日曜日

(注) 1 勤務所によっては始業、終業、週休日などが異なる場合があります。

2 各種申請等の窓口業務のある担当課では、交代で休憩しています。

(2) 休暇

種類	休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等	
年次有給休暇		1年につき20日（前年の繰越日数の上限20日のため、最高40日）	
病気休暇	負傷又は疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合	公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間 結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については90日を超えない範囲内で必要と認められる期間	
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 (主な休暇) 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、夏季休暇など	公民権の行使	必要と認められる期間
		産前休暇	週間以内に出産する予定である職員が申し出た期間
		産後休暇	出産後8週間を経過する日までの期間
		忌引	父母の場合7日など
		結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間
		夏季休暇	3日の範囲内の期間
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（平成16年度）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	-	-	-	-	0件
心身の故障の場合	第28条第1項第4号 第2項第1号	-	-	-	-	0件
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	-	-	-	-	0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	-	-	-	-	0件
刑事事件に関し、起訴された場合	第28条第2項第2号	-	-	-	-	0件
失職した場合	第28条第4項	-	-	-	-	0件
合 計		0件	0件	0件	0件	0件

(注) 1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

(2) 懲戒処分（平成16年度）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	-	-	-	-	0件
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	-	-	-	-	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	-	-	-	-	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	第29条第1項第3号	-	-	-	-	0件
合 計		0件	0件	0件	0件	0件

(注) 1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

5 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇（平成16年1月1日～同年12月31日）

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B)/(C)	消化率 (B)/(A)
13,878日	2,300.1日	348人	6.6日	16.6%

(注) 1 全対象職員数とは、平成16年1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した一般職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職された者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総使用日数です。

2 総付与日数とは、平成16年1月2日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したものです。

(2) 育児休業等の取得状況（平成16年度）

区 分	男 性	女 性	合 計
育児休業取得者数	-	11人	11人
うち新規取得者数	-	2人	2人
部分児休業取得者数	-	-	0人
うち新規取得者数	-	-	0人
深夜勤務及び時間外勤務の制限請求者数	-	-	0人
うち新規取得者数	-	-	0人

(注) 1 部分休業とは、地方公務員育児休業等に関する法律第9条に規定する部分休業です。

2 深夜勤務及び時間外勤務の制限とは、愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3に規定する深夜及び時間外勤務の制限です。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、以下の研修を実施しております。

区 分		研 修 名 等
職場内研修		新採職員研修、接遇接客研修、法制執務研修、人権教育研修 他
職場外研修	基本研修	階層別研修 新採職員研修、中堅職員研修、係長級研修、課長級研修 他
		能力開発研修 政策実践能力開発養成研修、問題解決能力養成研修 他
	派遣研修	専門研修機関 市町村アカデミー、国際文化アカデミー 他

(2) 勤務成績の評定の状況

愛南町職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき、定期的に勤務成績の評定を行い、人事管理の基礎資料とし、公務能率の発揮及び増進を図っています。

勤務評定は、評定を受ける職員の所属する管理職職員が評定者として、所属職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、助役、収入役及び総務課長が調整者として、評定結果の調整を行います。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、人事異動、昇任及び昇給等において活用しています。

また、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持、疾病予防対策の状況（平成17年度）

区 分	概 要
職員定期健康診断	年に1度、本庁及び各支所において、下記内容の職員定期健康診断を行いました。 (健診内容) 身体測定、血圧測定、視力・聴力検査、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、胸部X線検査、眼底検査、大腸がん検査、前立腺がん(40歳以上男性対象)検査、腎機能痛風検査、糖尿病検査(指示追加検査)
健康相談	上記職員定期健康診断後に、産業医、保健師及び栄養士による健康相談を実施し、職員の健康確保に努めました。
産業医職場巡視	定期的に産業医が職場を巡視し、業務や業務環境を観察することを通じて、健康障害の防止、快適な職場環境の形成を図りました。

(2) 職場の安全衛生の状況（平成17年度）

労働安全衛生法等に基づき、衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生管理体制を整備しています。

(3) 福利厚生制度に係る負担状況（平成16年度普通会計決算）

区 分		負担金額
共済組合負担金	愛媛県市町村職員共済組合	194,589千円
	愛媛県公立学校共済組合	6,235千円
愛媛県市町村互助会		3,227千円

(4) 公務災害の状況（平成16年度）

平成15年度末 現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取り下げ件数	平成16年度末 現在未処理件数
0件	2件	2件	0件	0件	0件

(5) 通勤災害の状況（平成16年度）

平成15年度末 現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取り下げ件数	平成16年度末 現在未処理件数
0件	0件	0件	0件	0件	0件

(6) 勤務条件に関する措置要求の状況（平成16年度）

区 分	平成15年度末 係属件数	措置要求件数	終結件数	平成16年度 末係属件数
給 与	-	-	-	-
旅 費	-	-	-	-
勤務時間	-	-	-	-
休 暇	-	-	-	-
執務環境	-	-	-	-
福利厚生	-	-	-	-
任 用	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-
計	0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。

(7) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成16年度）

区 分		平成15年度末 係属件数	措置要求件数	終結件数	平成16年度 末係属件数
分 限 処 分	降 任	-	-	-	-
	休 職	-	-	-	-
	免 職	-	-	-	-
懲 戒 処 分	戒 告	-	-	-	-
	減 給	-	-	-	-
	停 職	-	-	-	-
	免 職	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-
計		0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。